

# 支援困難事例研修会

令和2年11月20日（金）

## 1 はじめに

### ① 自己紹介

私はこんな人です。今日はよろしくお願いします。

## 1 はじめに

② このたびは、公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部の講師派遣事業をご利用いただき、誠にありがとうございます。

ところで、あなたは「公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート」を知っていますか？

公益社団法人として、こんなことをやっています。

- ア) 成年後見制度の普及・啓発広報
- イ) 成年後見人の供給 成年後見人の育成・能力向上
- ウ) 会員の受任した事件の執務管理・監督

## 1 はじめに

司法書士が集まって作った団体です。

愛知県司法書士会とは別団体ですが、愛知県司法書士会の成年後見を所管する部門として位置づけられています。

新しい成年後見制度のスタートに先立ち、平成11年に設立されました。

20年以上の歴史と実績があります。

## 2 困難って何だろう？

- ①そもそも、なぜ困難なんだろうか？
- ②困難な理由を分類してみた
  - ア) 能力不足
  - イ) 解決不能
  - ウ) 守備範囲外（専門外）

<https://takeya-j.com>

5

## 3 今日は「守備範囲外だから困難だ」の話をしよう

### ②司法書士なので

法律専門職と言えば  
 弁護士 司法書士 行政書士 が一般的ですが

あなたはその違いを知っていますか？

<https://takeya-j.com>

6

## 3 今日は「守備範囲外だから困難だ」の話をしよう

### 司法書士

- 不動産の登記 会社や法人の登記

司法書士＝「登記」と思われがちですが、裁判事務もやっています。

- 裁判所に提出する書類の作成

例) 後見申立 相続放棄 破産申立 訴状 答弁書 何でもOK

- 認定司法書士

140万円以下のトラブル 簡易裁判所での訴訟代理 示談

- 調整型⇒紛争解決型（弁護士）

<https://takeya-j.com>

7

## 3 今日は「守備範囲外だから困難だ」の話をしよう

### ③しかし、頼むのは高い

- 法律相談 1時間 5000円（消費税別）が相場

- 経済的に困難な方のために

- ・市役所の法律相談
- ・法テラス（日本司法支援センター）  
 法律相談援助 代理援助 書類作成援助  
 特定援助対象者法律相談援助

- 相談だけでなく、ルールに乗せるには・・・

<https://takeya-j.com>

8

### 3 今日は「守備範囲外だから困難だ」の話をしよう

#### ③しかし、頼むのは高い

1時間5500円は高いのか？

年収÷0.6（人件費の割合）×1.10（消費税分を加算）＝年間売上  
年間売上÷12か月÷20日/月÷8時間/日＝時間売上

ケアマネの給与（全国平均 厚労省調査）月35万円とすると  
年間売上 約650万円 時間売上 約3400円

司法書士事務所 1人あたりの平均売上 約900万円～1000万円と言われている

### 3 今日は「守備範囲外だから困難だ」の話をしよう

#### ④どこにいるんだ？

- 市内にも約20人
- 土地を買った、家を建てた、相続の手続き
- 法人、会社 定期的に登記

#### ○ウィンウィンの関係

「施されたら、施し返す。恩返しです。」

### 4 寄せられた事例より

#### ○措置と契約

契約を結ぶことのできる判断能力、自由な意思

#### ○本人の意思の尊重と悪行

第三者からは望ましくないようにも見えるが、本人が希望している

#### ○三途の川の手前も金次第

問題はお金がないことではないか

#### ○周辺の知識として（雑学的に）

今日は、こんな視点から考えてみましょう。

### 4 寄せられた事例より

#### ●成年後見等に関する事例

10 成年後見制度を活用するケースの例や家庭環境の傾向などを知りたい。

- ・「制度利用の必要性」から考える
- ・想定される「メリット」、「デメリット」

- ・支援者がいない 家族がいても疎遠、虐待

## 4 寄せられた事例より

8 独居高齢者。支払う理由のない支払いを継続しており、定期預金を頻繁に解約している。どのように対応すればよいか。

- ・本人はどう考えているのだろうか？ 一見、騙されているようにも見えるが
- ・判断能力の有無
- ・金融機関の協力

## 4 寄せられた事例より

9 母親の遺産を相続する必要があるが、本人の知的障がいのため判断能力が十分でない。

兄も病気のため判断能力が低下している。

遺産を相続する手続きを行う上で、成年後見制度を利用すべきか。また、兄の妻が2人の成年後見人になれるか。

- ・制度利用の対象
- ・兄の妻が2人の成年後見人（候補）になることは可
- ・特別代理人選任申立て→利益相反行為
- ・原則として、法定相続分

## 4 寄せられた事例より

11 任意後見契約を、家族に知らせずに結ぶことはできるのか。  
公証役場や関わった専門職から家族に連絡が入ることはないのか。

- ・将来に備え、あらかじめ後見人になってくれる人と契約しておく
- ・判断能力が衰えると契約が発効する→任意後見監督人の選任
- ・知らせる制度、知らせる理由はありません。本人が希望すれば別ですが・・・

## 4 寄せられた事例より

12 知人と同居する高齢者。知人が介護をしている。

以前、公証役場で何らかの契約を結んだようだ（本人の死後、不動産を譲り受ける内容？）。

血縁のない他人が、財産管理や契約を行うようなことができるのか。

- ・遺言を作ったのだろう
- ・死後、遺言により贈与する＝遺贈
- ・他人であっても、遺言で財産をもらうことは可能
- ・委任、代理の制度

## 4 寄せられた事例より

### ●独居高齢者に関する事例

- 1 独居の高齢者。面倒をみてくれる身近な親族がいない、または疎遠。  
施設入所契約、保証人等、成年後見制度を利用するにしても、それまでの間、身上看護はどのようにしたらよいか。
- 5 身内がない生活保護受給者。入院、入所の保証人はどうしたらいいのか。
- 6 身近な親族のいない方。入院、死亡の場合の対応はどうしたらいいのか。  
本人が預金を引き出せない（引き出しに行けない）場合の対応は。

<https://takeya-j.com>

17

## 4 寄せられた事例より

- ・制度と制度のはざまに落ちこちてしまった人
- ・保証人、身元引受人の問題
- ・将来、該当しそうな人は事前に備えを
- ・現実に即して、個別に考えるしか
- ・預金払戻行為の委任←あり得るが、実務としては？
- ・入院費、施設利用料のみ振込に限り、代理を認めるケースも

<https://takeya-j.com>

18

## 4 寄せられた事例より

### ●独居高齢者に関する事例

事例 2, 3, 4, 7

設例を整理します。

「契約」のお話です。

<https://takeya-j.com>

19

## 4 寄せられた事例より

### まとめの設例 1

独居高齢者 アパート住まい  
施設へ入所することとなった

- ①アパートの契約、電気、ガス、水道、新聞の解約はどうするのか
- ②室内の家財の片付けはどうするのか
- ③誰もやらない場合、大家が自分でやれるのか

<https://takeya-j.com>

20

## 4 寄せられた事例より

- ①本人の判断能力低下→成年後見制度の利用
  - ・誰が申立てをするのか→大家は申立てできない
  - ・費用は誰が負担するのか
- ②本人が判断できる, 判断できそうだが・・・
  - ・本人の意思
  - ・本人が解約 本人が処分→口では了解するが行動を起こさない
  - ・解約もしない, 家賃も払わない

いずれにしても, 大家が勝手にすることはできません。  
 そういうリスクを大家さんは認識してください!!。

## 4 寄せられた事例より

### まとめの設例2

独居高齢者 地主から借りた土地に建物を建てて居住していた  
 病気のため死亡した

- ①借地契約, 電気, ガス, 水道, 新聞の解約はどうするのか
- ②建物の取壊し, 家財の処分は誰がやるのか
- ③誰もやらない場合, 大家が自分でやれるのか

## 4 寄せられた事例より

- ①借地権は大きな財産権 地代を支払い建物を建てる権利
- ②借地権も相続される
- ③相続人を探し出し, 相続人と交渉
  - 相続人には借地を利用する意思はない, 建物を撤去するお金もない 多くの場合古家

## 4 寄せられた事例より

- ④相続人がいない, 相続人が相続放棄
  - 財産は国庫へ帰属
- ⑤実際には相続財産管理人選任 (地主負担) 管理人と交渉
- ⑥空家対策部署へ相談

## 4 寄せられた事例より

事例13 無年金で生活に困窮している夫婦。子はあるが夫婦を支援する余裕はない。  
どうしたらよいか。

事例14 精神障害をもつ子と同居する高齢者夫婦。  
子の親への暴力が激しく介護サービスの利用が困難。 親子3人での在宅生活は難しい。

事例15 自動車の運転を継続している高齢者。車にはぶつけた跡があり、一方通行を逆送するなど、  
運転は危険な状態。本人は免許証を返納する気がない。事故が起きたときに、ケアマネは責任  
を負うのか。

事例16 自己破産後も浪費を繰り返す利用者がいる。

事例17 精神疾患をもつ家族への対応。

<https://takeya-j.com>

25

## 5 おわりに

皆さんのお近くにも司法書士がいます。

お困りの時には、一度、声をかけてみてください。

近くに見つからない場合、よろしければ



たけや司法書士事務所

額田郡幸田町大字菱池字錦田10番地

電話 0564-63-2467

FAX 0564-63-2475

<https://takeya-j.com>

26